

# ベンタムの自由意思論

中 島 義 治

## 一、釈義評釈について

「釈義評釈 (The Comment on the Commentaries)<sup>(1)</sup>」の執筆は、ベンタムが十六才で、イギリス法に関するオックスフォード大学での、ブラックストーンの講義を聞いて十年後、弁護士会へ入会して五年後の一七七四年に始る。この十年間のベンタムについて述べられることは少いが、父のジェレミア・ベンタムは、わが子のベンタムが、当時法曹界の第一人者であったブラックストーンにはおよばないまでも、それに次ぐ、法の実務に精通した法律家となることを期待していた。しかし、ベンタムは、法廷では形式的に二・三発言するだけで、あまりしゃべらなかつた。父がベンタムのために最初に確保した訴訟は、父の友人、チェンバレン・クラーク氏に依頼されたもので、五十ポンドの抵当物件のとりたてにかかわるものであつた。しかるにベンタムは訴訟に必然的に伴う裁判や法律家へのみ有益である訴訟費用の支払をさけるために、依頼人に妥協をすすめた。息子の天分の才能を知り、それを非常に誇らしく思っていた父のジェレミア・ベンタムは、先輩の助言を無視し、自からの道を選らぼうとする息子をみて失望落胆した。ベンタムは、丁寧なしかし卒直な言葉で、「批判的法律学の原理 (Element of Critical Jurisprudence)」に関する研究が、法の実務に先行してなされねばならぬことを、父への手紙で書いている。<sup>(2)</sup>

ベンタムは、一七七二年に「批判的法律学の原理」に関する研究を始めていた。しかし、この本が「道徳及び立法の原理

(The principles of Mora land Legislation)」と改名されて、世に出たのは、一七八九年のことである。このような遲滞の重なる理由は一つの著作を完結しないで、他のものにとりかかるといふ、ベンタムの生涯を通して示される性格と著作の方法である。デュモントは、ベンタムが法のすべての分野での大きな著作のための広大な計画を作り法の科学の一般的図表を目前にもっていながら、そのいずれの部分もその通りにはしなかった。「私は、殆んど完成している著作を留保して、新なものに着手する、疑わしいと思える命題の真实性を確かめるのみに終る、ベンタムを知っている」といつている。<sup>(4)</sup>財政問題は、彼を経済学の全部野へ引きずり込んだ。司法手続上の問題は、司法組織の問題を処理するまでその著作の妨げとなった。ベンタムの学問的方法に関するこの特質は、その主要な著作の多くが世に出たときのその珍らしい様子を明らかにするものである。この特質が、ベンタムの学者としての生涯のその初めにおいて、明らかに示されているという事実は、ベンタムの将来に重大なる影響をもっている。<sup>(5)</sup>

ベンタムが、「批判的法律学の原理」を執筆している間に、友人のリンドは、ブラックストーンの「英法積義」を批判攻撃する本を書いていた。リンドは弁護士で、著作家であり、多分に実務家であり、政治哲学についてよりもむしろ、政策的な当面の改革に興味をもっていた。リンドは既に「Letters on polish Affairs」の著者として、一般に知られていた。リンドは、ベンタムが、ブラックストーンに多分を知っていた。リンドが攻撃の材料として、ブラックストーンの「英法積義」を選んだことは、ベンタムの態度に多分に影響されている。リンドは、ブラックストーンの「英法積義」序論の批判的検討をなし、出版のための草稿を作りあげて、ベンタムの批判をうるために、その草稿をベンタムに送った。リンドのその草稿は、ベンタム自身幾頁かを書き直した程の欠点をもつもので、ベンタムは、その安易な方法に不満であった。ベンタムは、一度手をつけると、もぢまへの完璧さをもって、中途半端では終らないことを知った。その結果として、「釈義評釈」が生れた。一七七四年一〇月五日のベンタムからリンドへの手紙はこの間の事情を説明している。それによると、まず、文章のスタイルが、極めて扇動的で、あまりにも審問的で感嘆符が多い。性格的に感情的でない著作への攻撃とし

ては、二・三の所であまりにも感情的であり、望ましい均衡を欠いている。興奮しているとも思えるような悪口の気分と、どこかな冷静な状態と思える皮肉の気分との間の、あまりにも急激な動揺がある。そのような軽率さは、気楽な精神の特質である。気楽な精神は、それ自体でその問題の大家に触れてみなければならぬ。リンドは、まだそのことを充分に行っていないのに自からは充分に行つたと考えている。リンドの処理の仕方は、二・三年前にペンタムがやったのとよく似ている。リンドは、教えながら他方で学んでいる、自から求めている知識があるのに、その知識に与えられる訂正をもっている。リンドは、形成すべき自からの理念をもっているのに、その理念を非難する。リンドは、丘のもとへその理念を押しやておいて、自身の上へよじ登ろうとする。リンドは、すでに上にあり、見晴の良い原野の観点にありながら、さらに地盤を選び、より有利な地歩のために戦う。これはリンドをして、二・三の所で、多分に必要以上の大きな範囲を取らせている、常に自分自身の能力の範囲に基礎づけるべきである。主要な理念、原理は、その最初の発表における言葉より、より多くの言葉を後でそれに含ませるに十分であるやうにとらえるべきである。それでペンタムがどのようにしようとしているか、リンドにわかつてもらう最も手近かな方法は、ペンタム自身が考えているやうにやってみることだとして、ペンタムは最初、本格的にやってみる気はなかつたが、知らず知らずのうちに興味を持つやうになつた。そして今、リンドの量の半分或は三分の二の量でかいてみた。手短かに云へば、ペンタムはこのゲームに熱情をかりたてられた。そしてこのスポーツが好きになつた。このような結果、次のようなリンドへの提案がペンタムの頭にかんだ。「貴方は、私がやったこと、そして決めたことはおわかりでしょう。私がやったものを、もし貴方が貴方自身のものより良いと思われるならば、そのプランでそれを続けて下さい。まったく貴方のものと考えて下さい。貴方がそうされることを心から希望します。或は他に、第二に、貴方の検討のもとに、そして貴方の訂正をもつて、私にそれを続けさせて下さい。そして、利益も損失も吾々の間で均等に分けましょう。第三には、もし貴方がこのどちらもいやならば、そして貴方が充分と思われるならば、半年位まつて、私し独りでそれをやってみたいと思つていきます。勿論、貴方に負う所か非常に多いので、貴方のもの、その根源を損わないようにします。不本意ながら、残つた部分

を私が仕上げたとしても、利益の半分、またその評判は、厳格にいつて、貴方が当然に受け取るべきものといったことでは云いたらないものです。私が貴方から得た、貴方がそれについてなした激励と援助なしでは、何をするにも私にはまさきに不可能だったのです。そのような問題で誰かに打明け話をするとしたら、それは吾々の共同のものとして話します」と。

このようなことで、リンドは、その本が、今や、自分よりもより能力のある人の手にあることを知り、気前よくその著作から手をひいた。そして、主として大英帝国と諸植民地との間の諸關係に言及した「大英帝国第三〇議会の主要法令評論 (Remarks on the Principal Acts of the Thirteenth Parliament of Great Britain)」という、その翌年に出された著作に傾注した。他方、ベントムはどうかといえば、たしかに良い出だしはしたものの、「釈義評釈」にまったくかかりきりになるにはあまりにも多くの計画をたくらんでいた。先述のように、彼は七年後に「道徳及び立法の原理序論 (Introduction to the Principles of Moral and Legislation)」として出版した批判的法律学の原理を書いていた。また刑罰論にも着手しており、かつまたリンドの先述の評論の手助けもしていた。「釈義評釈」はこれらと並行して進められており、むしろ気まぐれの気持で考えられていた。

当時、二十七才のベントムは、弁護士の実務は拒否し続けていた。この間、ポリ・ダンクリー嬢との恋に落入った。彼女は、幸運には恵まれていないが、美しい娘で、リンド夫妻の友人である。多分、ベントムは、リンド家で、彼女に会っている。恋をすることは、イギリス法の全体系を改革する計画のなかに含まれていなかった。そして、それは問題を複雑にした。父のジュレミヤ・ベントム自身は、恋愛結婚だったが、息子のそのような性急な行為には賛成できなかった。父は息子に、そのように馬鹿な、そのように犯罪的な結婚は、親の祝福もないであろうことを理解するようはつきりといった。この難題に、リンドは、進んで一つの提案をもってきた。「釈義評釈」はうまく進行中であつた。それで、ベントムは、職業的著作家に転じて、自からと妻を、ペンで支えたらどうかというものであつた。ベントムが、計画していた偉大なる仕事から手を引いて、あるがままの法の実務家になるのではなければ、それは、事実上、ベントムにとつて開かれていゝと思える唯一の道であつた。ベントムは、著述によって得られる収入で、彼女と結婚することを申込んだ。「釈

義評釈」は、一二〇ポンドの収入をもたらすと考えられた。ベントムは、その金で結婚生活をスタートさせ、毎年それ位のもの、書く十分な活力を持っていると考えた。<sup>(8)</sup>

そのような計画を、気軽にえがくことに、快澗をよそおうことは、容易である。しかし、それを実行する間の数ヶ月間、その強い気持を維持することは、困難であった。ベントムの神経過敏な性格にとって、この種の危機は、試練であった。世間の不合理さについての、冷やかな考察と皮肉な評価に暮れたこの数年間、ベントムは、今やロマンチックな小説の筋書のなかに出てくるような主人公として投げ込まれた。ベントムは、実際的で社会的な野心家の父に、彼の計画についての考えを納得させねばならなかった。と同時に、彼の父が気前のいい決着をしてくれない限り、大いにあつかましくふるまわねばならぬことを知った。ベントムは、恋人の十七才の娘に、二人の最善の利益のために常に行爲することを説明し、同時にブラックストーンの法理論に関する理論的批判を完成し続けなければならなかった。しかし、この賭は、石のように無理解な父の反対で碎かれた。そしてダンクリー嬢は、冷ややかになっていった。多分、無名作家の不安定な収入のうえでの結婚の申込を、好まなかったのであろう。

かくして、四ヶ月後の九月十二日、ベントムは、兄のサムエル・ベントムに手紙を書いているが、それは、概して暗い、元氣のない精神状態を示している。「現在、私の本は、完成を急いでいる。私は、出版のために、それを浄書する筆耕者が必要とする。かつて、この著作を求められて、私の大胆な計画にとって、新しい重要なことと思え、最大の喜びを私に与えたその考えは、しばらくの間の思案のうちに、興味のないものとなり、いやなものとなつた」と。ベントムは、不気嫌のあまり、リンドに、次のような難くせさえつてしている。「私の願いは、私が貴方に再び便りをするまで、貴方からの便りが無いことである」と。<sup>(10)</sup>十月六日の、パリーに居る父のジェレミア・ベントムへの手紙では、再び結婚問題を持出し、一時的な動揺の燃えあがりて深く憂うつになっている。<sup>(11)</sup>同じ日付けの、サムエル・ベントムへの手紙では「暴政があつた世まではびこっていないことは、人間にとって全く幸福なことだ」といっている。<sup>(12)</sup>

十二月に、性格的に決して孤独でも暗くもないベントムは、リンドとのつき合いで、常にリンドが示した同情と友情を

まさに必要とするような不幸のどん底に達した。まだ、たとえ誤解が残っていたとしてもそれを解消し、当面の生活上の全く混乱した状態の下で、死ぬ程につかれていたベントムは、リンドに対する古い立場を取りもどそうと努めている。<sup>(13)</sup> かくて、一七七五年の末に、再び二人の友情は取りもどされた。「釈義評釈」は実質的に完成していた。しかし、ベントムは、彼が陥入りやすい誤りに負けた。ベントムは、ブラックストーンの「釈義」序論、第二節で述べられている、ブラマキーから引用した「国家法 (Municipal Law)」の定義及びその定義に関連する一般的に政府に関する、そして見体的には、大英帝国の政府に関する、議論の考察にそれであった。これは、主権の性質に関するもので、それは、国家法を論ずる場合の問題ではないと考えて、ベントムは、最初は簡単な注意をもって見すごした。「しかし、さらにそれを検討してみた、それには、より以上の混乱と不充分さがあると思えた、そしてそれについてなさるべき重大な問題を発見した。それは、多少、議論を必要とするものであった<sup>(14)</sup>」と述べている。ベントムは、ブラックストーンの序論の批判を完成しつつ、脱線していった。そして、その脱線は詳細なものとなっていた。この脱線した部分は、「釈義評釈」とは、まさに別のもの<sup>(15)</sup>であり、ベントムはこれを分離し、「政府断論 (A Fragment on Government)」と題し、別の著書として出版した。ベントムは、その「政府断論」の序言で、次のように述べている。「それが殆んど完成したとき、私が検討していたその脱線自体が、出発した所のテキストから全くはなれていて、無関係であることがわかった。その脱線に関する批判と、そのテキストに関する批判とは異り、無関係である。前者は後者につき木せられるには、余りにも大きな問題である。故に、もし前者が後者に同伴するとしても、それは追加の形でのみありうる。同一の出版物に、この両者を含ませねばならぬ理由はない。それ故に、前者に対しては最小限度で、できる限りそして必要な程度で、その終結を与えることにした。そして、一つの著書の唯一の部分ではないから、まず先に、このように分離して出版しても、主要な残りの部分は「釈義評釈」といったような題目で、多分いつの日か、日の目をみるであろう<sup>(16)</sup>」と。

エヴァレットは、ベントムの著作及び文通のなかで、ここ以外には「釈義評釈」に関する言及がないという。この著作が

一年有半に渡り、完成されたものを、放置された理由として、一つには、職業的著作家である必要がなくなったこと、他の理由として、ベンタムのこの著書は、すでに早くも一七七六年に、ブラックストーンについてよりも、むしろ「あるべき法(Law as it ought to be)」について、用意されていたことをあげている。ベンタムの法の完全な体系に関する認識は、すでにこの著書のなかで明白に示されている。「批判的法律学の原理」はこの体系に対して、ベンタムの次の重要な仕事であり、一般的な序論として書かれたものである。「釈義評釈」に関する遺稿の中の断片的メモの中に、そのことを示す一枚の記録がある。それは、「広告——その刑法部門から始める——批判的法律学の原理——現在の出版に従事しながら——準備中」と記されている。<sup>(17)</sup>

- (1) Jeremy Bentham, A Comment on the Commentaries, a criticism of William Blackstone's Commentaries on the Laws of Engl and, ed. by Charles Warren Everett, 1928, じゆび使用じゆびのな University Microfilms International じゆび原典の複写版じゆび。
- (2) The Collected Works of Jeremy Bentham, ed. by J. H. Burns, Correspondence, vol. I, ed. by Timothy L. S. Sprigge, 1968, PP. 154—156.
- (3) William Holdsworth, A History of English Law, vol. 13, p47. ベンタムの「このよつな性格と著作の方法に関する説明は」
- (4) Leslie StephenのEnglish Utilitarians, vol. I, p. 192 じゆびななはじゆび。
- (5) *ibid.*, p. 47. ベンタムの「法律論じゆび」の C. K. オズボーンじゆびの「モーメントの Treatise」の序言。
- (6) *op. cit.*, correspondence, pp. 204—208.
- (7) *ibid.*, pp. 218—220.
- (8) *ibid.*, pp. 234—236.

- (9) *ibid.*, pp. 251—256.
- (10) *ibid.*, pp. 248—250.
- (11) *ibid.*, pp. 284—287.
- (12) *ibid.*, p. 281.
- (13) *ibid.*, pp. 289—290.
- (14) Bentham, *A Fragment on Government*, 1891, Montague's edition, p. 97.
- (15) ベンタムの「政府断論」については、すでに述べてきた。拙稿「ベンタム立法論の序論的考察（法政研究第二十三巻一号）」、  
ベンタムの政府論について（八幡大学論集第六巻一号）、ベンタムの政府形態論について（八幡大学法律研究所報、第三号）、  
ブラックストーンの政府論（竹原良文編、フランス革命と近代政治思想の転回、所収）。
- (16) *op. cit.*, *Fragment*, p. 98.
- (17) *op. cit.* *Comment on the Commentaries*, Eueret, Introduction, p. 10. この節では、このエヴァレットの序論を、記述の  
ベースにした。石井幸三、初期ベンタムの法思想（熊谷法学、十四巻三号）

## 二、 釈義評釈の構成

ブラックストーンに関する、最初のまじめな攻撃は、Joseph Priestly によりなされた。非国教徒で、著名な科学者であるプリーストリーは、ブラックストーンが「神と宗教に対する罪」を論じた「釈義」第四巻四節で「えらく怒った小冊子（a very angry pamphlet）」といったものを出版した。プリーストリーは、ブラックストーンのこの表現を、自分に対する人身攻撃として受け取った。ブラックストーンはその解答で、感情を害したその節は、十五年前、プリーストリーの名前が著作家として知られる以前にかいたもので、プリーストリーについては、電気の歴史の著者としてしか知らなかった、むしろ好意をもっていたくらいで、尾頭人身攻撃の考えはなかったとして、人身攻撃の点は否認した。ただ、ブラックストー



ンは、プリストリーが、法について述べた歴史及びこの歴史についてのコメントと当時の法そのものについての判断との、全く異なる二つの事柄を混同していることを指摘した。しかし、ブラックストーンは、このような言説が、愆意的な批判家によっては、この種の誤解に通ずることを認め、そのような誤解が起きないように修正することを約束した。プリストリーは、ブラックストーンの上品な気前えのよい解答に感謝した。かくて、この事件は落着した。<sup>(1)</sup>

この話の後ち間もなく、有名な非国教徒派の牧師、Philip Furneauxは、学問と弁論についての宗教的寛容の理由を弁護する、ブラックストーンへの一連の七つの書簡をかき、出版した。この書簡の第二版で、フウルナックスは、ブラックストーンに対する反論の多くが、「積義」の後の版でなされた訂正により、応じられていることを知った。しかし、フウルナックスは、ブラックストーンが、The Corporation of London v. Evans 事件で上院により非難せられた、一六八八年の信教自由令（Toleration Act）の趣旨の観点を、なを固守していることを指摘した。というのは、ブラックストーンが、なを非国教徒であることそれ自体が罪であると考えていると思える節を、そのままにしていたからである。確かに、ブラックストーンは、その後の版の新しい節で、この法令により課せられている条件が満たされていれば、犯罪は成立しないとしている。しかし、ブラックストーンは、それが一般的に無効といえないのだから、これらの条件が満たされてのみ存在しないというって、非国教徒であるその罪は現存するとして、もとの説を正当化した。これは、たしかに、法解釈の専門的には正しい方法であろうが、しかし、それは、実際に、信教自由令の意味の、また、マンスフィールド郷の有名な判決で示された判決理由の、正しい結論ではなかった。<sup>(1)</sup>

ペンタムは、このような点に関し「彼等は、ブラックストーンに詭弁をなさせた、削除さえさせた。しかし、世のすべての学者達は、ブラックストーンをして、その誤りを自認せしめるに至らなかつた」といつている。しかし、それは、ユニタリアン派に対してのみならず、ブラックストーンが一切の変化に反対し、現存する事物に満足する党派の側に立つような人であることを示している。「自然界における発見と改良に対応するものは道徳界における改革である」とは、当

時のベンタムの信条である。この信条に対し、ブラックストーンの安易な樂觀主義は、直接の挑戦であった。ベンタムの苛立ちは、その時の実情では、法の変則と不合理に關してである。ブラックストーンの「積義」は、人々の広範な人気をえており、そのことが、当時の状況においては、法を固定化する恐れがあり、そのことの故に、主として賛成できなかった<sup>(3)</sup>のある。ベンタムは、「積義評釈」において、ブラックストーンが得ていた権威を奪い、かくして、改革のコースを促進することを意図していたのである。

ベンタムのプランは、ブラックストーンの「積義」序論の第二節「一般に法の本性について、及び第三節「イギリス法について」と題している、二つの節を取り上げ、その全著作を疑問の下に置き、粉砕することであった。ベンタムの本来のプランは、第二節の「一般に法の本性について (of the Nature of Laws in general)」を、八つの標題或は章に別け、「積義第一巻における頁々次のように対応をせつづいた。Law in general, p. 38—9, Law of Nature, p. 40—1, Divine Law, p. 42, Connection of Laws, p. 43, Law of Nations, p. 43, Municipal Law, p. 44—53, (このなかで、p. 47—53に渡って論じられた「政府断論」の脱線部分を含んでいた) Parts of Law, p. 54—8, Interpretation of Laws, p. 59—62となっていた。「政府断論」と呼ばれる脱線部分は、先述のように、後に分離して、別に出版されたが、その脱線部分を除いて、「積義評釈」は、今日本来の計画のままである。Of the Laws of England と題する、ブラックストーンの「積義」序論の第三節は、二種類のイギリス法に別けられ、不文法或はコーモン・ローと成文法或は制定法とされ、通常の名称で取りあげられている。ベンタムは、「積義評釈」の二二五頁で述べるといふ理由で、The Laws of England に關する「積義」第三節のなかに含まれている第十章を逆にして、が、「積義」第一巻における頁にならって対応している。Statute Law, p. 85—7, Construction of Statutes, p. 87—91, Common Law, p. 63—7, Common Law, Division into Customs and Maxims, p. 68, Common Law, Judicial Decisions, p. 69—71, Common Law, Reports and Treatises on, p. 72—3, Common Law—Roman Law, への程度人々により同意されたか、p. 74, Common

Law, Particular Customs, p. 74—5, Common Law, Particular Customs—Rules, p. 76—9, Common Law, Particular Laws, p. 80—4, となつていた。かくして、五十四頁からなる「ブラックストーンの二つの節に対して、約三百頁にわたる評釈がなされていた」とエヴァレットは述べている。<sup>(4)</sup>

ヘンタムは、「政府断論」の序言のなかで、「釈義評釈」にふれ、何故に「釈義」の攻撃に関するこの詳細な計画に従事するかを述べている。「このように、ほう大な著作の全体に渡つて、考察することは無益であろう。それ故に、私の計画は、その一部分を取り上げることにより、その全体の特質と性格に関する、公正妥当な見本を与えることである。この目的のために、此処で取り上げた部分は、多きに過る程に十分であると思う。これは、範圍において狭いけれども、ブラックストーンの著作の最も人目につく、そして、最も特徴的な部分であり、また、最もブラックストーン自身のものである部分である。残余の部分は、編集されたものに他ならない。このようにして考查を続けることで、私の目的に必要な限りで、その追求ができると思う。古い格言に従つて、もしヘラクレスは、足から知ることができるとしたら、より以上に、彼は頭から知ることができると思う」と述べている。<sup>(5)</sup>

- (1) W. Holdsworth, *A History of English Law*, vol. xli, pp. 713—4, Bentham, *Comment on the Commentaries*, Everett's Introduction, p. 11.
- (2) Bentham, *Fragment on Government*, Montague's edition, p. 103 note.
- (3) *Ibid.*, preface, 拙稿「ヘンタム立法論の序論的考察」『ブラックストーンのイギリス憲法論』（八幡大学法律研究所報第二号）
- (4) *op. cit.*, Bentham, *Comment*, Everett's Introduction, p. 12.
- (5) *op. cit.*, Bentham, *Fragment*. pp. 96—7.

## 三、ベンタムの自由意思論

功利の原理、それをベンタムが、法の形態と内容に適用すべく提案し、そのように適用したとき、法思想の伝統的方法及び法解釈の伝統的方法に、革命をもたらしたことは明らかである。それ故に、ベンタムにとっては、その功利の原理を明らかにし、その原理を、法の現存体系の改革に、どのように適用するかを示すのみならず、どのような点で、それが、伝統的方法に勝るかを、説明する必要があった。これは、相当に詳しく、これらの伝統的方法に関する批判を、伴うものであった。

ブラックストーンは、「一般に法について」「法は、そのもともと一般的・包括的意味で、活動の法則 (a rule of action) であり、生物の或は無生物の、理性的の或は非理性的の、すべての種類の活動に、無差別に適用される。かくして、我々は、自然の法 (the laws of nature) ・諸国民の法 (the laws of nations) は勿論、運動の法 (the laws of motion) ・重力の法 (the laws of gravitation) ・光学の法 (the laws of optics) 或は力学の法 (the laws of mechanics) とう。そして、それは、或る優越者 (Some superior) により規定せられ、下位者 (the inferior) が、服従を義務づけられている、活動の法則である。

かくして、宇宙の主権者・神 (the Supreme Being) が、天地万物を造ったとき、また、無から物体を創造したとき、神は、その物体のうえに、確かな諸原理を押し印した。物体は、その原理から、決してそれることができないし、その原理なしでは、存続しえない。神が、その物体を、運動のなかにおいたとき、神は、すべての動体が、適合しなければならぬ、運動の確かな法を設定した。職人が、時計を造るとき、或は、他の機械の部品を造るとき、その職人は、最大の作用から最小の作用に渡り、その職人の意のままに、その使用の確かな専断的法を設定する。例えば、時計の針が、特定の時に、特定の所を指すように。すなわち、その法に、その動きが合致していれば、それは完全に存続し、また、その造られた目的にそうしている。

単なる無活動の物体から、植物的、動物的生物へさらに話しを進めてみても、それらがやはり法によって支配されていることを見出す。その法は、実に多様ではあるが、均しく不変、不動である。植物の全過程、種から草木へ、草木からまた

種へ——動物の栄養の摂取、消化、分泌、その他の生命の仕組に関するすべての部門のあり方は、偶然でも、生きもの自体の意思によるものでもなくして、驚くべき無意識的あり方においてなされているのであり、また、偉大なる創造主により規定せられた、確かな規則により支配せられている」と述べる。<sup>(1)</sup>

これに対し、ペンタムは「人が言葉の意味を定義して用いる場合、予想されることは、それが固執されることであり、常にその意味で、その意味でのみ用いられることである」。しかしブラックストーンは、幾つかの意味で、「法」の言葉を用いることのみならず、「一般に法」に関する論議を、本質的に宇宙の自然にもとづく、神学的論説ではじめ、その重要な用語である「法」について、満足な定義を与えていないとする。<sup>(2)</sup>

さらに、ペンタムは、「言葉は、著者が、著者の考えを、読者に知らせるために、その考えに着せた着物である」という。それで、ブラックストーンの論議において、「法」という言葉が、着せられている考えは、第一に、優位的存在 (Superior being) の考え、第二に、下位的存在 (inferior being) の考え、第三に、第一のものにより第二のものに示されているといわれる、活動の法則という考え、第四に、下位者の服従という考え、第五に、下位者の拘束的存在、即ち、そのような服従へ下位者を拘束するものの考え、の五つがあるとする。そうして、ブラックストーンは、「法」という言葉を着せた、そのような考えを理解せようとして、「運動の法」、「重力の法」、「力学の法」、「光学の法」、「職人が時計に与えた法」について述べている。しかし、自然の法及び諸国民の法については、何にもいおうとしないことを指摘する。さらに此処で、ブラックストーンは、安易に、その存在を信ずる以外にはない「最高位者(神)」をもちだし、このような存在者の作成のなかに、光学の法があるとする。光学の法といわれるものなかに、反射の角は、投射の角度に等しいといわれるものがある。ペンタムは、この問題について、「光あらしめよ、光ありき」とは、モーゼにより、光を造る方法に関して告げられるすべてである、しかし、ブラックストーンは、それ以上の独特のものを持ち、光は必要のために造られ、骨が砕かれる恐怖のために、ひそかに持ち込まれたものである」という。ペンタムは、以上のように、ブラックストーンの「一般に法」に関する定義のなかにみられる、矛盾する命題を見出して

いる。<sup>(3)</sup>そして、ベンタムは、D. Alenbert が、一度び諸学派のなかで、そのように偉大なる姿となった。自然哲学上の Maxims (格言) について、既に述べていることではあるが、それは、充分に読むに価する、それは、イギリス法—格言についてもいえるし、均しく真実なものとして当てはまるとして、「彼等は、相矛盾する命題を、同様なる流暢さをもって証明する。貴方はそのようにして、この事は勿論、他の事も証明しうる。自然哲学のそれらと、法律学のそれらとは、同じ時代の、同じ部類の人々の産出である」という言葉を引用している。<sup>(4)</sup>自然哲学と法律学の、このような粗雑な対比は、ベンタムにとって、克服されねばならぬものであった。さらに、ベンタムの法律学の他の基本的性格、即ち、方法的に、純然たる帰納的性格からして、単なる理性の道徳律にしかすぎないものの拒否が、ベンタムの他の著作においてよりも、此処で、明白に述べられている。さらに、このことは、表現こそちがえ、ケルゼンが、自然法論について、次のように批判していることと軌を、同じくするものがある。

ケルゼンは「自然法論は、価値が実在に内在していること、そして、この価値が絶対的なものであることを、仮定している。しかし、これは、自然には一つの神的意思が宿っている、ということにひとしいのである。この仮定のもとでのみ、自然から法を演繹することが可能であり、しかも、この法が絶対的正義であるという教説を維持することが可能である。価値が自然的実在に内在するという形而上学的想定は、科学の見地から、受け容れられないものである。自然法論は、「存在 (is)」から「当為 (ought)」を推論する、論理的誤謬にもとづいている。自然から演繹されたとする諸規範は——実のところ——暗黙に前提されたものであり、それはまた、立法者としての自然の意思として与えられたところの、主観的な価値に基礎づけられているのである。自然の法と法の規範とを同一視することによって、自然の秩序は、正しい社会秩序であり、或は正しい社会の秩序を含んでいるといつわる自然法論は、原始的なアニミズムと同じように、自然を社会の一部として考えるのである。しかし、近代科学は、自然観を社会的諸範疇から解放しようとする傾向によって特色づけられるところの過程の結果であることは明らかである。科学の法廷において、自然法論は勝目がないのである」<sup>(5)</sup>と。

次に、バンタムは、この「評釈」のなか以外では殆んど見すごしているか、省略している問題、即ち、自由意思の問題にふれ、しばしば用いられる「自然の法」と「人間のための法」との対比を否定する。一方には「自然の法」、「力学の法」、さらには「時計のための法」を、他方には「人間のための法」を対比させることの拒否である。ブラックストーンによれば、この兩種の法は、常に、必然的に結びつけられている。しかし、人間は「自由意思」をもっているといわれている。

ブラックストーンは「さて、先述のことは、或る優越的存在者により命じられた活動の規則、法の一般的意味である。考える力も、意思する力も所有していない、これら被造物のなかで、そのような法は、被造物が生存する間、その生存がそれへの服従にかかっているので、常に従われねばならぬ。しかし、法はそのより限定せられた意味で、またそのような意味での法について考察することが此処での仕事であるが、一般的に活動に関してではなく、人間の活動或は行為の規則を意味する。即ち、理性と自由意思を賦与せられた、地上のすべての存在のなかで最高位者である。被造物としての人間は、人間の行為の一般的規制において、これらの能力の使用をなすことを命じられている。

被造物と考えられる人間は、人間が全く依存的存在であるが故に、人間の創造主の意思へ必然的に従属させられる。他から独立した存在は、自から規定したもの以外に、追求すべき規範を有しない。しかし、依存の状態は、下位者に下位者が依存している者の意思を、下位者の行為の規範として捕えることを必然的に余儀なくする。それは、たしかにことごと個別別的にはないが、下位者の依存がかかわっているすべての点においてである。それ故に、この原理は、一方の優越と他方の依存とが、より大きく或はより少く絶対的か或は限定的かに比例して、多かれ少なかれ範囲と効力を有する。また、人間が何もかも人間の作者に絶対的に依存していることの結果、人間はすべての点で人間の作者の意思へ一致しなければならぬことも必然的である。

この人間の作者の意思は、自然の法 (the law of nature) と呼ばれる。というのは、神が物体を造り、物体に可動性の原理を賦与したとき、神はその運動の永久的指導のための、特定の諸規則を設定したように、神が人間を造り、人間の全生

涯において、人間が自からを指導すべき、自由意思を人間に賦与したとき、神は、人間本性の特定の不変の諸法を規定した。それによって、その自由意思は、ある程度、規制せられ、抑制せられる。そしてまた、これら諸法の目的を発見すべく理性の能力を人間に与えた。

無限の権力を有する存在としての唯一の創造主を思えば、創造主は、創造主の創造物、人間に、懲するままのどのような法でも、たとえそれがどのように不正義で激烈なものであろうとも、命じうることは疑いない。しかし、創造主は、また無限の慧知 (wisdom) をそなえた存在なので、創造主は、正義に関する人間の諸関係において発見せられるような法のみを、即ち、あらゆる実定的命令 (positive precept) に先行する、諸事物の本性のなかに実在する法を規定した。これらは、創造主自からすべての摂理により適合せしめた、そして、人間の諸活動の営みのために必要な限り、神が人間理性をして発見せしめることを可能にした、善悪に関する永久・不変の諸法である<sup>(6)</sup>という。

このように、ブラックストーンにおいて、自由意思問題は、アウグスティヌス以後の伝統的神学理論にしたがって、「神の摂理・対・自由意思」という形で問題とされている。これに対して、ペンタムは、すぐれた風刺家の手法で、わずか二三の打撃を加えることにより、そのような説明が、いかに皮相的な矛盾したものであるかを簡潔に示している。特に、「時計の法」の鎖雜した、誤解させ易い導入には、次のように嘲笑をあびせている。

「ブラックストーンは、時計のための法がある、そして、人間のための法がある、人間は人間のための法により拘束せられ、時計は時計のための法により拘束せられるという。しかし、人間が人間のための法により拘束せられるのと同様に、時計が時計の法に拘束せられていると、早合点して考えてはならない。そこには、大きな違いがある。時計は、確かな独断的法により支配されている。そして、その法は、考えることも、意思することもできない、被造物の一つであるものが、常に (invariably) 従わねばならぬ (時計が合っているかどうかにかかわらず) ものである。その理由は、単純明白で、その存在がそれへの服従に依存しているからである。一つ打ったのちに、十二打つような時計は、まだみたことがない。人間



については、事柄が全く違っている。理性と自由意思の両者を賦与せられている被造物としての人間は、人間に属する法へ「必然的に従わされ」ている。人間は、それにより、常に義務づけられている。人間は、それにすべての点で一致することが必要である。この種の内容は「人間作者の意思」である。この作者の意思こそが自然の法と呼ばれるというが。それは、実に色んな名称で呼ばれており、此処でも彼処でもというわけではないが、この名称で通っているものに対立するようなものまで含んでいる。

人間が拘束せられる他の種の法として、人間的立法者が人間のために作ったものがある。これもまた、人間を拘束し、強制し、義務づけるといわれる。こういう事情だから、人は彼等（神と人間的立法者）が人間に命じたことをなすかさないか、容易ではないが、選択しうる。というのは、人間はいずれに従うことも不可能ではないし、またそれが拘束力及び義務づけの厳格な正しい意味でもあるからである。

然し、これら（神と人間的立法者の命令）は、日々の告訴でみられるように、一致しない。これらの告訴より以上に正しいものはありえない。私自身それを経験した。もはや貴方は充分におわかりのことだ。

さて、時計が拘束される方法と、人間が拘束される方法との間の相違を、充分に理解されることが望ましい。時計は、変えられない限り、不変的に(invariably)なすように拘束されていることをなす。人間は、余儀なく、やむを得ず(necessarily and inevitably)それをなす。即ち、人間は選択(choice)する、そしてそのようなことをしない。主は、貴方がもし拘束(bound)という語が此処で意味していることを知らなくても、お助けになる。これがブラックストーンの一般的に法に関する説明である。以上、一見して思い浮んだ難問について述べた<sup>(7)</sup>と。

バウムガルドは、ベンダムが、この著作の論争的、風刺的性格から自由意思に関する詳細な議論を此処で避けているとす<sup>(8)</sup>る。エヴァレットは、ベンダムが、自由意思と必然性(necessity)に関する論争に、特に興味を示していないし、また神学的見解を確証しようとしてもしていない、唯だ、ブラックストーンの言説が、無意味であるか、さもなければ不合理であるこ

とを示そうとするのである。ベンタムが、この著作を通してとったこの方法は、自認した意向であり、気の小さい感じ入り易い学生の自からの力に、より以上の自信をもたせ、偉大なる名前の不誤謬にたよらないよう刺激し、権威の足かせから自からの判断を解放するのに役立つよう、教え、悟らせるものであったといっている。<sup>(9)</sup>

この点については、ベンタムの、特に一七八九年の手紙の、短かい言葉からわかるように、ベンタムは、たしかに、この古い複雑な問題に関する、詳細な研究をしようとは考えなかったことがわかる。ベンタムは一七八九年七月八日附の友人、ウイルソンに対する手紙で、「此処だけの内証の話だが、私は、自由と必然 (liberty and necessity) の問題について、全く関心がない。この問題については新しい真理など期待しない。たとえ足下におかれてゐるのを見たとしても、それを拾い上げるために、立止る価値のあるものだとは考えない」といつている。<sup>(10)</sup> ベンタムは、自由意思に関する議論は、その誤りがいかに無理からぬことであるか、そして、そのことを黙認している、いかに多くの著名な学者があるかを示しうるにすぎないとここでは考えていたようである。<sup>(11)</sup>

処で、自由意思の問題は、動機の問題と同様に、ベンタムの後期の著作の中にも散在する。ベンタムは「裁判上の証拠の理論的根拠 (Rationale of Judicial Evidence)」で、「人間の行為に関するすべての他の制限の場合におけると同様、動機なしには、いかなる活動もなされないということをも、我々が教えられたのは経験によってである」といつている。<sup>(12)</sup>

しかし、この確信は、あまりにも簡潔で、認識論的に不充分である。因果律は、先験的原理或は帰納的推理に基礎づけられた、一般的説明として、心理学的研究のための、不可欠な発見的原理と考えられている。しかし、因果律は、確かに、単なる経験的観察によつて教えられたものではなかった。ベンタムは、先にも述べたように、自由意思の問題に関する認識論的難問には、いかなる考えも与えなかった。彼は、自由意思の信仰の必要を認めなかったのである。ベンタムは、因果律を、経験科学上の充分によく確立された原理と考えた。そして、自由意思が、その場所を占めている形而上学的信仰には無関心であった。<sup>(13)</sup>

ベンタムは、因果律の適用が、物理学の分野においてよりも、倫理学の分野において、より複雑であることを認める。「人

間の精神は、自然科学の分野においても、軽率で、不完全に基礎づけられた帰納的推論をする傾向があるが、政治学を含んだ心理学及び倫理学の分野においてはなおさらそうである。通常、その収集は、影響を与える事情について不完全になされるのみならず、影響を与えない事情、また、障害さえ、その位置におかれ、主たる或は独占的原因であるかのように考えられた。かくして、優勢なのは、物理学の分野と比較して、道徳の分野における、原因と結果の間の関連の上にさしかかる雲の濃度である。二つの共動的要件が、この相違を明らかにするのに役立つ。一、推定の要素として、精神的種類の——志向、感情、動機といった——ものが大であれば、それに比例して、直接的観察の範囲の外にある。二、推定の過程で、判断は、特有の度合で、錯覚のそれぞれの原因により、本源的な知的弱さにより、邪悪な興味により、興味が生む偏見により、及び借用された偏見により、乱され、迷わされ易い。<sup>(14)</sup>「心理的事実の中では、自然的事実の中でみられる、そのような密接な一致は、通常、認められない。それは、我々の観察へ同様に開かれていない。また、たまたま、実際に観察できたとしても、その観察の結果は、一致の程度の推定において、同様に密接であることの保証がない」。しかし、すべてこれらのことは、本質的には、因果律の適用に関するもので、因果律それ自体の妥当性に関するものではない。すべての人間の活動の精確な因果関係は、ペンタムによっては、一般的に論じられていない。<sup>(16)</sup>

一般的な因果関係の確実性への、その最も慎重な懐疑的態度は、多分、一八二七年に出版せられた、先に引用した「裁判上の証拠の理論的根拠」における、以下のような推論の中にみられるものである。「人間の意思の自由 (the Freedom of our will) と呼ばれているものについて感ずる意識の内的知覚 (internal perception of consciousness) といったものは、それ自体存在する事実が、その原因から発するといったようなものでないから、そのような用語の適用を拒否することだけで十分である。ある特定の行為の不可能性 (impossibility) を主張することは、その反対の行為の必然性 (necessity) を主張することであり、そして、何らかの人間の動因 (agent) の側に立って、あれや、これやの行為の必然性を主張する命題には、人間の意思の自由の否定を含んでいると、一般的に理解される」。<sup>(17)</sup> 換言すれば、諸行為の動因へ不可能とか

必然とかの概念を決して適用しえないので、人間的行為の分野で、因果律の絶対的確実性を仮定することは、決してできない。それ故に、自由意思の可能性は否定されない。にもかかわらず、これと関連して、ペンタムは、次のようにいう。「人間の意思の自由に関するこの意識の底を調べてみれば、多少とも考えられることは、自然な行為が依存するその意識的行為及びそれに伴う当然の結果に関する共動原因或は併存的事情の完全な数について、部分的には人間は盲目であるといわざるをえない。さもなければ、これは無能さから生ずる、能力への誤った着想の唯一の例である」<sup>(17)</sup>。かくして、自由意思への信仰は、此処でも、少くとも、部分的には無知に帰され、部分的には無能な人間の能力のための無益な努力を示す虚栄とされている。

表現は異なるが、似たような方法で、ペンタムは「必然、不可能、蓋然、非蓋然といったような属性が、あたかも、結果それ自体の特質、または個有性であるかのように考えられ、述べられるが、これは一種の思い違いであり、言葉の錯覚に他ならぬ」といつている。そして同時にペンタムは附言して「彼等が実際に、そして本当に示しているその種の事実は、その実在或は非実在に關し、大なり小なりの保証をもって、納得させようとする人間の精神の傾向であり、人間自身の判断の傾向である。その保証を考慮しても、問題の場所で、問題の時に、問題の事実が有ったか、無かったかということは、多かれ少なかれ感情の問題である」<sup>(18)</sup>という。このような考えは、発見的研究原理としての因果関係の仮定を認めたものとも解されよう。然し、それは、ペンタムが、自然のなかで存在論的に確定された法としての因果関係を、拒否したことを示している。ペンタムは、まさしく、自由の存在論的可能性を排除する方法を考へつかなかったのである。しかし、彼は、自由意思に関する何らかの肯定のための、心理学的及び倫理学的分析の余地をも見出しえなかった。経験的研究の分野で、彼は、とにかく、非決定論(indeterminism)を考慮に容れなかったのである。<sup>(19)</sup>

ペンタムは、勿論、人間が「自分自身の心を完全には意識していないし、人間に作用を及すところの絶えず変動する諸力の瞬間と方向に気づいていない」<sup>(20)</sup>ことを認める。「このことは、極端ではあるが、百万人中一人についてはあてはまらな

い。また多分、完全な人物についてもあてはまらないが、人間が動かされる動機は、殆んどの場合、人間自身にはわからない。稀れなのは、人間がそれを知らない場合でなくて、人間がそれを知っている場合である。それは、人間の身体の構造及び機能についてと同様に、人間の精神の構造についてもである。稀なのは、人間がそれについて明るくないことなく、それについて明るいことである。身体に関する生理学も困難がないことはないが、精神に関する生理学の知識が妨げられていることに比較すれば、その困難は実に少い。親密な状態で一緒に暮している二人の人の間で、どちらかが或は各自が、自分自身の精神を支配している動機についてよりも、他方の精神が支配されている動機についてより正しい完全な見解をもちうることは珍らしくない。多くの奥様が、この方法で、夫の行為が決定づけられた内的原因について、夫自身よりも、より正しい完全な知識をえられている<sup>(21)</sup>。この点で、合理主義者ペンタムが、人間意思の機能を何う考えたか、合理的思考の限界に関して、また人間の精神の潜在意識的或は無意識的力の働きに関して、何う考えたかを知ることができる。

ペンタムは、人間の活動の原因が「極微のほとんど目にみえない力」であることを否定しない。しかし、この心理学的讓歩に対し、ペンタムは、繰り返し次のようにいう。「いかなる活動も、動機なしに、原因なしにはありえない」<sup>(22)</sup>。「まったく微少、極めて微少なながら、欲求の形成に必要な、そして十分な快樂と苦痛の量がある。しかしなお、そのようなことはありえないが、すべての快樂と、すべての苦痛を取り去ったら、欲求はありえない」<sup>(23)</sup>。「意思された行為は、対応する欲求の結果としてのみ起るものではない、動機づけとしての欲求の作用の結果である」<sup>(24)</sup>。「あらゆる種類の活動は、その誘因を有する」<sup>(25)</sup>という。

さらに、C. K. オグデンにより、一九三一年に出版された「性」に関する遺稿で、ペンタムは、特に厳格な因果関係の設定の強調を、明らかに、快樂による因果関係の設定により行っている。「快樂を伴わないでは、働きは決してなされない」<sup>(26)</sup>。そして、ペンタムは、幾分、俗っぽい、根元的実例に言及して、これを説明している。その実例とは、豚にみられ

性的樂しみであり、とりわけ、男色者にみられる同性愛的性交である。「何のような原因からの樂しみか、人間にとってそれは現実であると絶叫するか、或は、人間にとつて嫌悪と戦慄の元であるとそれをいうことが良いか。しかしもし、それが現実に樂しみでなければ、歴史と觀察が共にそれを生産的であるとしてきた、そのすべての結果は、原因のない結果となる。性的欲求の対象としての性格を考えれば、雌豚は人間にとつて憎悪の対象である。それ故に、彼女は彼女の豚達の祖先であり、常に祖先でなければならぬ。そのようなことが、群衆が、生命をかけて、ときとしては、生命を犠牲にしてまで、求めてきたその喜びを、欲求への樂しみの感覺という名目で、否定することを良しとする論理である。」<sup>(27)</sup>ここでは、厳格な因果關係の、多少、批判的な想定が、ベンタムの心理学的、倫理学的分析においてなされている。

バウムガルトは、以上のような考察ののち、ベンタムの自由意思論について、次のように結論している。「ベンタムは、それ自体でこの世に實在するような、自由意思の可能を認めることは、極めてまれである。彼は、事物それ自体について語ることを望む純粹存在論的觀點からみれば、自由意思を不可能なものと考えることをのぞまなかつた。然し、彼は、物理学及び倫理学における經驗的現象の科学的解釈からの、自由意思の想定を排除した。更に、ベンタムの意見によれば、彼は、人間は自由意思が存在しないことを、直接の經驗から學ぶと考へた。そして、ベンタムが最高度に確實な原因として、彼の仕事のすべてを向けたのは、經驗に對してであつた」と<sup>(28)</sup>。

更に、ベンタムは、「評釈」第一節の終りで、「ブラックストーンが讀んだモンテスキュー。モンテスキューは、ほぼ同じ位にわかりやすい方法で、同じ一般的な法の問題について書いた。しかし、全く矛盾がないではない。モンテスキューの誤りは、彼の前任者達により蓄積せられた、混同の堆積のもとの、独创的な天分的もがきからのものである。彼は、この堆積の大部分を取り去ることに寄与した。モンテスキューの殻は、ブラックストーンにとつて、美味な食物であつた。イギリス人は写した。しかし、フランス人は考へた。ブラックストーンは、モンテスキューのなかに、下記のを発見した。すべては存在はその法をもつ、神は神の法をもち、自然界は自然界の法をもち、人間に優位する慧知者は彼等の法をもち、動物は彼

等の法をもち、人間は人間の法をもつ。”法の精神、第一卷第一章。またさらに“人間は物質的存在として、他の物体と同様に、不変な法により支配せられるが、知的存在としての人間は神が定めた法を絶えず破る。”と。モンテスキューは、法に関する定義を以上のように与えた。彼は、それを事物の本性から生ずる諸関係といった。ブラックストーンは、他の誰よりも多くは、それを理解しないで、見すごしている。かく、モンテスキューは、法を定義した。私は、そのために悲しむ。彼は、それに何の意味も与えなかった。それに意味を与えなかったのみか、反対さるべき意味さえも与えなかった」と批判している。ベンタムの自然法批判の詳細は、次の機会にゆずらざるをえないが、ベンタムは、モンテスキューにおいてみられるような、このような自然法命題の内容の空疎さ、及び反証の可能性を指摘していることを述べて、この稿を終る。

(註)

- (1) William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, 1876, Vol. I, p. 21.
- (2) Bentham, *A Comment on the Commentaries*, p. 31.
- (3) *ibid.*, pp. 31—32.
- (4) *ibid.*, p. 234, notes.
- (5) H. Kelsen, *What is Justice ?* 1960, pp. 141—142.
- (6) *op. cit.*, Blackstone, *Commentaries*, pp. 21—22.
- (7) *op. cit.*, Bentham, *Comment.*, pp. 32—33. なおこの点については、八木鉄男「ブラックストーンの法概念と法実証主義」(矢崎光圀、八木鉄男編、近代法思想の展開に所収)「を参照されたい。
- (8) David Baumgardt, *Bentham and the Ethics of Today*, 1966, p. 87.
- (9) *op. cit.*, Bentham, *Comment.*, Editor's Introduction, p. 13.
- (10) *The Works of Jeremy Bentham*, ed. by Bowring, 1962, vol. x, p. 216a.

- ⑮ op. cit., Baumgardt, Bentham and The Ethics p. 269.
- ⑯ op. cit., Bentham, Works, vol. vi, p. 242a. ( "Rationale of Judicial Evidence" )
- ⑰ op. cit., Baumgardt, Benthamd and Ethics. p.359.
- ⑱ op. cit., Bentham, Works, vol. viii, pp. 209b, 210a ( "Onto-logy, " )
- ⑲ ibid., vii, p. 114a
- ㉑ op. cit., Baumgardt, Bentham and Ethics, p. 396.
- ㉒ op. cit., Bentham, Works, vol. vii, p. 114a
- ㉓ ibid., vol. vii, p. 114, a
- ㉔ op. cit. Baumgardt, Bentham and Ethics, p. 397.
- ㉕ op. cit., Bentham, Works, vol. I, p. 266b.
- ㉖ ibid., vol. I pp. 477b—478a
- ㉗ ibid., vol. vi, p. 259a
- ㉘ ibid., voé. viii, p. 280b.
- ㉙ ibid., p. 280a.
- ㉚ ibid., vol. iv, p.398b.
- ㉛ Bentham, The Theory of Legislation ,ed, by C. K. Ogden, 1931, p. 477
- ㉜ ibid., p. 493.
- ㉝ op. cit., Baumgardt, Bentham and Ethics, p. 399.
- ㉞ op. cit., Bentham, Comment, p. 34.